

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局
設置者名	厚生労働省

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう科専門課程		夜・通信	1,050 単位時間	240 単位時間	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

ホームページに掲載し、公表する <a href="https://www.rehab.go.jp">https://www.rehab.go.jp</a>
--

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局
設置者名	厚生労働省

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	国立障害者リハビリテーションセンター運営委員会
役割	国立障害者リハビリテーションセンターの適正かつ円滑な運営を図るため、総長の諮問機関として国立障害者リハビリテーションセンター運営委員会を設置。運営委員会においては、センター運営に関する重要事項について調査審議する。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
大学教授	2023. 4. 1～ 2025. 3. 31	
市医師会副会長	2023. 4. 1～ 2025. 3. 31	
(備考) 委員は上記2名の他20名に委嘱している。 次期2025. 4. 1～2027. 3. 31 委員を検討依頼中。		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局
設置者名	厚生労働省

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>授業計画に当たっては、「国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局就労移行支援(養成施設)における教科指導要領」の指導目標、指導内容、指導計画等に基づいて、各年度当初に授業計画書を作成している。</p> <p>授業計画書は、初回の授業において利用者に示すとともに、ホームページに掲載し公表する。</p>	
授業計画書の公表方法	<p>ホームページに掲載し、公表する。</p> <p><a href="https://www.rehab.go.jp">https://www.rehab.go.jp</a></p>
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	

<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>評価及び単位修得については、「国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局就労移行支援(養成施設)理療教育規程」第16条に基づいて行っている。</p> <p>具体的には、「国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局就労移行支援(養成施設)理療教育実施細則」第4章に基づき、教官作成テスト(筆記試験、実技試験)、レポート法、問答法(口頭試験)、観察記録法から評価の方法を選択し、前期及び後期の評価の平均点をもって学年末評価としている。</p> <p>また、単位修得の判定は、同実施細則第5章に基づき、当該授業科目の学年末評価が100点満点で60点以上であること、当該授業科目の出席時数が、当該授業科目の当該年度における実授業時数の3分の2以上であること等を単位修得の要件としている。</p>	
<p>3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p>	
<p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>各授業科目の評価は、「国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局就労移行支援(養成施設)理療教育実施細則」17～19及び24に基づき、各授業科目とも100点を満点として表示し、前期及び後期の評価の平均点をもって学年末評価としている。</p> <p>客観的な指標の設定は、全科目の学年末評価の合計点の平均を算出して成績分布を求め、当該学年の状況を把握する。</p> <p style="text-align: center;">国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局 就労移行支援(養成施設)理療教育実施細則(抜粋)</p> <p style="text-align: center;">(総括的評価の表示)</p> <p>17 総括的評価は、各授業科目とも100点を満点として表示する。</p> <p style="text-align: center;">(評価対象の授業科目)</p> <p>18 評価は、理療教育規程第14条の別表に定める全ての授業科目について行う。</p> <p style="text-align: center;">(学年末の総括的評価の実施)</p> <p>19 前期及び後期の評価の平均点を学年末の総括的評価とし、本細則30の(1)により再評価を実施した場合は、その結果を加味する。なお、当該授業科目の出席時数が、当該授業科目の当該年度における実授業時数の3分の2に満たない者については実施しない。</p> <p style="text-align: center;">(再評価)</p> <p>30 単位未修得の授業科目の再評価の扱いは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 当該年度内の再評価は、学年末成績が50点以上の学科科目を対象とし、学年末の適当な時期に補講等を行った上で実施する。</p>	
<p>客観的な指標の算出方法の公表方法</p>	<p>ホームページに掲載し、公表する。 <a href="https://www.rehab.go.jp">https://www.rehab.go.jp</a></p>

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

卒業認定方針については、「国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局就労移行支援(養成施設)理療教育規程」第16条及び第17条に規定している。

具体的には、「国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局就労移行支援(養成施設)理療教育実施細則」26に基づいて単位修得の有無について判定し、同実施細則28に規定する各教育課程の最終学年において、当該利用者がその課程において修得すべき全授業科目の単位を修得することを、その課程の卒業の要件とし、支援決定会議において決定し、卒業(修了)を認めている。

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局  
就労移行支援(養成施設)理療教育規程(抜粋)

(評価及び単位修得)

第16条 理療教育の利用者に対する評価は、各授業科目の教育効果を判定し、以後の教育に活用するために、「国立障害者支援施設リハビリテーション実施要領」に基づき実施するものとする。

2 各学年末の評価により、別に定める「進級又は卒業(修了)基準」に基づき、当該授業科目の単位修得の有無について判定する。

3 その他評価について必要な事項は、別に定める。

(進級又は卒業(修了)の認定)

第17条 理療教育の各課程において、別に定める「進級又は卒業(修了)基準」に規定する所定の単位を修得した者に対し、次学年への進級又は卒業(修了)を認める。

2 前項の規定により利用者の進級又は卒業(修了)を認定するに当たっては、支援決定会議の議を経るものとする。

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局  
就労移行支援(養成施設)理療教育実施細則(抜粋)

(単位修得の要件)

26 授業科目の単位を修得するには、次の各号の要件を満たさなければならない。

(1) 当該授業科目の学年末評価が100点満点で60点以上であること。

(2) 当該授業科目の出席時数が、当該授業科目の当該年度における実授業時数の3分の2以上であること。(ただし、病気等やむを得ない事情により欠席時数が実授業時数の3分の1を超えた認められる場合、実授業時数の3分の1の10%の範囲の時数においては補講で補うことができる。)

(卒業の要件)

28 各教育課程の最終学年において、当該利用者がその課程において修得すべき全授業科目の単位を修得することを、その課程の卒業の要件とする。

卒業の認定に関する  
方針の公表方法

ホームページに掲載し、公表する。  
<https://www.rehab.go.jp>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局
設置者名	厚生労働省

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療分野		あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう科 専門課程		○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3 年		2,835 単位時間	1,755 単位時間			1,080 単位時間	
			単位時間／単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
108人		19人	0人	15人	10人	25人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 授業計画に当たっては、「国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局就労移行支援（養成施設）における教科指導要領」の指導目標、指導内容、指導計画等に基づいて、各年度当初に授業計画書を作成している。
成績評価の基準・方法
（概要） 「国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局就労移行支援（養成施設）理療教育実施細則」第4章に基づき、教官作成テスト（筆記試験、実技試験）、レポート法、問答法（口頭試験）、観察記録法から評価の方法を選択し、前期及び後期の評価の平均点をもって学年末評価としている。 また、単位修得の判定は、同実施細則第5章に基づき、当該授業科目の学年末評価が100点満点で60点以上であること、当該授業科目の出席時数が、当該授業科目の当該年度における実授業時数の3分の2以上であること等を単位修得の要件としている。

卒業・進級の認定基準
(概要) 「国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局就労移行支援(養成施設)理療教育実施細則」26に基づいて単位修得の有無について判定し、同実施細則28に規定する各教育課程の最終学年において、当該利用者がその課程において修得すべき全授業科目の単位を修得することを、その課程の卒業の要件とし、支援決定会議において決定している。
学修支援等
(概要) 「国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局障害者支援施設におけるリハビリテーション実施要領」に基づき、利用者のニーズ、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた個別支援計画を策定し、これに基づき利用者に対してサービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施すること、その他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に提供している。 また、理療教育では、原疾患に対する理解を深められるよう訓練内容を工夫するとともに、個々の障害に合わせた代償手段の活用等の可能性について配慮することに留意して支援に当たっており、教官以外にもケースワーカー等を配置し、生活面、健康面の相談にも応じている。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
8人 (100%)	2人 (25.0%)	4人 (50.0%)	2人 (25.0%)
(主な就職、業界等) 一般企業へのヘルスキーパー、あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう治療院、病院、介護施設など			
(就職指導内容) 就労に対する意識づけや動機づけを図るために、施術所見学等を行うとともに、理療に係る企業・治療院等の関係者を招聘し、進路支援講座等を開催している。			
(主な学修成果(資格・検定等)) あん摩マッサージ指圧師免許取得、はり師免許取得、きゅう師免許取得			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
22人	1人	4.5%
(中途退学の主な理由) 進路変更したため。		
(中退防止・中退者支援のための取組) 補講や個別の課題提供を実施し単位取得できるようにしている。		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
あん摩マ ッサージ 指圧、はり、きゅう科専門 課程	0 円	0 円	障害福祉サービス費 (定率負担) (月額) 生活保護 0 円/月 低所得 0 円/月 一般 1 9,300 円/月 一般 2 37,200 円/月  食費・光熱水費 (実費負担) (日額) 宿舎利用 1,826 円/日 通所 487 円/日	○障害者総合支援法に定められた基準に基づき、利用者本人及び配偶者 (未成年の場合は世帯) の所得に応じて 4 区分の負担上限月額を設定。  ○通学利用する場合の昼食費、宿舎利用する場合の食費・光熱水費が別途実費負担として求められる (何れも市区町村による軽減)  通所者低所得者 177 円/日
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) <a href="https://www.rehab.go.jp/TrainingCenter/General/training3/">https://www.rehab.go.jp/TrainingCenter/General/training3/</a>		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制) ・ 理療教育の職員とその関係者らが理解を深め合うことによって、学校評価 (自己評価) の客観性や透明性を高めるとともに、理療教育のサービス向上を図る ・ 理療教育において前年度末に実施した自己評価の結果を踏まえ、それぞれの立場から評価と意見交換を行い、必要に応じて諸課題の整理と対応策の検討を行う		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別

はり灸みつき堂院長	2024. 4. 1～2026. 3. 31	地域のあん摩マッサージ指圧、はり、きゅう関係者
国立看護大学校看護学部教授	2024. 4. 1～2026. 3. 31	教育・医療等に関する有識者
特定非営利活動法人しらゆり 副理事長	2024. 4. 1～2026. 3. 31	地域住民（障害者就労移行支援施設理事）
東村山市管理薬剤師	2024. 4. 1～2026. 3. 31	地域住民（医療関係者）
日本社会事業大学社会事業研究所共同研究員	2024. 4. 1～2026. 3. 31	学校関係者（元非常勤講師）
学校関係者評価結果の公表方法		
（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） <a href="https://www.rehab.go.jp/TrainingCenter/General/training3/">https://www.rehab.go.jp/TrainingCenter/General/training3/</a>		
第三者による学校評価（任意記載事項）		

c) 当該学校に係る情報

（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） <a href="https://www.rehab.go.jp/TrainingCenter/General/training3/">https://www.rehab.go.jp/TrainingCenter/General/training3/</a>
--

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H111110000015
学校名 (〇〇大学 等)	国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	厚生労働省

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等 (内数) ※家計急変による者を除く。		4人 ( ) 人	4人 ( ) 人	4人 ( ) 人
内 訳	第Ⅰ区分	4人	4人	
	(うち多子世帯)	( 0人)	( 0人)	
	第Ⅱ区分	人	人	
	(うち多子世帯)	( 人)	( 人)	
	第Ⅲ区分	人	人	
	(うち多子世帯)	( 人)	( 人)	
	第Ⅳ区分 (理工農)	人	人	
	第Ⅳ区分 (多子世帯)	人	人	
区分外 (多子世帯)	人	人		
家計急変による 支援対象者 (年間)				0人 ( ) 人
合計 (年間)				4人 ( 0) 人
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等 短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。） 、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	1人	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単 位時間数が廃止の基準に該当)	人	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意 欲が著しく低い状況	人	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	人	人	人
計	1人	人	人
(備考) 原級留置のため			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等 短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。） 、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2 年以下のものに限る。）	
年間	0人
前半期	人
後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
		年間	前半期
GPA等が下位4分の1	0人	人	人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
		年間	前半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位数が警告の基準に該当)	0人	人	人
GPA等が下位4分の1	0人	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。